

社団法人やまがた被害者支援センターが、平成 19 年 11 月 15 日に、山形県公安委員会から「犯罪被害者等早期援助団体」の指定を受けました。

「犯罪被害者等早期援助団体」ってどんな団体？

「犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律」という法律に基づいて、都道府県公安委員会が指定する団体です。

突然の被害に遭われた方々は、混乱やショック状態にあるため、自分から援助を求めることが難しいうえに、民間の支援団体があっても、その団体が信頼できる団体かどうかを判断することができないために、助けを必要としているのに、援助を求めることをためらってしまうことがあります。

そこで、犯罪等の被害に遭われた方々が安心して援助を求めることができるよう、都道府県公安委員会が、民間被害者支援団体の組織や体制、規程等を細かく審査し、適正な援助を行うことができると認めた場合に「犯罪被害者等早期援助団体」として指定するもので、その団体が信頼できる団体であることを公的に認証したものです。

そのため、団体の名称を表示するときには「山形県公安委員会指定」という文字の使用を認め、被害に遭われた方々が判断しやすいようにしております。

全国ではどれだけ指定されているの？

社団法人やまがた被害者支援センターの「犯罪被害者等早期援助団体」指定は、全国で 14 番目になります。

平成 22 年 12 月現在、全国で 33 の団体が指定されています。

指定されるとどんなメリットがあるの？

「犯罪被害者等早期援助団体」に指定されると、次のようなメリットがあります。

民間団体による早い段階からの援助が可能になります！

「犯罪被害者等早期援助団体」に対しては、警察で民間団体の援助が必要だと判断した場合、被害に遭われた方々の同意を得た上で、支援に必要な情報を直接提供することができます。

犯罪等の被害に遭われた方々にとっては、警察に話をした被害の状況などについて、民間被害者支援団体に繰り返し説明すること自体が大きな精神的負担となります。警察から直接情報提供がなされれば、この負担を軽減することができるだけでなく、「犯罪被害者等早期援助団体」の方からアプローチすることが可能になり、被害直後の早い段階から援助を開始することができるようになります。

被害者等からのアプローチ増が期待できます！

公安委員会が公的認証を行った団体として、「公安委員会指定」の名称を使用することが可能になり、県民に対する社会的信用が確保されるとともに、被害者等が支援を受けるべきかどうかを判断する材料となり、被害者等からのアプローチも増えるものと期待されます。

県外で被害に遭った山形県人にも対応できます！

警察からの情報提供については、他都道府県警察からも直接情報提供がなされることから、山形県人が県外で犯罪被害等に遭った場合でも、社団法人やまがた被害者支援センターにおいて、その情報をキャッチし、必要な援助を行うことが可能になります。

どんな援助を受けられるの？

社団法人やまがた被害者支援センターの事業内容を紹介します。

- 被害者等からの電話相談
必要な教養訓練を積んだ相談員が、電話による相談に応じます。
相談電話番号は、**023-642-7830（なやみゼロ）**で、祝祭日を除く月曜日から金曜日までの午前10時から午後4時まで受け付けております。
なお、年末年始（12月29日から翌年の1月3日まで）は休業となっております。
- 弁護士や臨床心理士等による面接相談
弁護士や臨床心理士などの専門家が、面接相談に応じます。
ただし、事前に面接相談の日時・場所を設定して行っておりますので、予約が必要になります。上の相談電話番号に電話して予約をしてください。
- 裁判所や病院等への付添いなどの直接支援
裁判所や病院へ行かなければならないけれど不安だという方には、直接支援員が付き添ったり、家事が手につかないという方には、身の回りのお世話をしたりします。
- 犯罪被害者等給付金申請の補助
国の犯罪被害給付制度について説明し、申請手続きに必要なお手伝いをします。
- 被害者自助グループへの支援
被害に遭われた方々が、互いに寄り添い、支え合って自立の道を進もうとする自助グループの活動を支援しています。
- 被害者支援員の養成及び育成
実際に相談を受けたり、支援を行ったりする支援員に、必要な教養訓練を行い、被害に遭われた方々の要望に応えられる実力を養成しております。
- 講演会の開催や機関誌等の発行による広報啓発
社団法人やまがた被害者支援センターの活動を広く知っていただき、被害者支援の必要性などについて理解を深めていただくため、講演会を開催したり、機関誌を発行したりしています。